

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程

平成16年 4月 1日

自機規程第10号

最終改正 令和 7年 4月24日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）に基づき、就業規則第3条が適用される職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、職員から申出があった場合において、当該職員の指定する職員本人の預貯金口座へ振り込むことによって支給する。

3 前2項に定めるもののほか、給与の支給に 関し必要な事項は、別に定める。

(給与の種類)

第3条 職員（第5条第2項第4号及び第5号の適用を受ける者（以下「本給年俸表適用者」という。）を除く。）の給与は、本給及び諸手当とする。

2 前項の本給には、第29条の規定による本給の調整額を含む。

3 第1項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、在勤手当、特殊勤務手当、衛生管理者手当、特地勤務手当、準特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、半日直手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び研究代表者等特別手当とする。

4 職員（本給年俸表適用者に限る。）の給与は、本給、業績給及び諸手当とする。

5 前項の本給は、研究教育職本給年俸表（一）又は研究教育職本給年俸表（二）に定める基本給の額の12分の1の額に第29条の規定による本給の調整額を加えたものとする。

6 第4項の業績給は、別に定める機関の長裁量加算の額を含み、業績給の12分の1の額を業績給の月額とする。

7 第4項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、在勤手当、特殊勤務手当、衛生管理者手当、特地勤務手当、準特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、

半日直手当，管理職員特別勤務手当，初任給調整手当，寒冷地手当及び研究代表者等特別手当とする。

（給与の支給日）

第4条 本給，業績給の月額，扶養手当，管理職手当，特別調整手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，在勤手当，衛生管理者手当，特勤勤務手当，準特勤勤務手当及び初任給調整手当は，その月の月額の全額を毎月17日に，在宅勤務等手当，特殊勤務手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当，半日直手当及び管理職員特別勤務手当は，その月の分を翌月17日に支給する。ただし，支給日（この項において，毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に，支給日が月曜日で，かつ，休日に当たるときは，支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は，6月30日及び12月10日に支給する。ただし，支給日（この項において，6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。

3 寒冷地手当は，毎年11月から翌年3月までの給与の支給日に支給する。

4 研究代表者等特別手当は，6月30日に支給する。ただし，支給日（この項において，6月30日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。

（本給の決定及び適用範囲並びに業績給の決定）

第5条 職員の受ける本給は，所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて，職務の複雑，困難及び責任の度に基づき，かつ，勤労の強度，勤務時間，勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般職本給表（一） （別表第1）
- 二 一般職本給表（二） （別表第2）
- 三 研究教育職本給表 （別表第3）
- 四 研究教育職本給年俸表（一） （別表第4）
- 五 研究教育職本給年俸表（二） （別表第5）

3 前項に掲げる，各本給表の適用範囲は，次に定めるところによる。

- 一 第1号の適用を受ける者 技術職員，事務職員（次号に規定する者を除く。）
- 二 第2号の適用を受ける者 事務職員のうち，自動車運転員又は環境保全員
- 三 第3号の適用を受ける者 研究教育職員
- 四 第4号の適用を受ける者 研究教育職員のうち，別に定める者
- 五 第5号の適用を受ける者 研究教育職員のうち，別に定める者

4 第2項第1号から第5号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容並びにその級別の資格基準は、別に定める。

5 職員（本給年俸表適用者に限る。）の受ける業績給（機関の長裁量加算を除く。）は、業績評価に基づき決定する。

（本給年俸表適用者の給与）

第5条の2 本給年俸表適用者の給与については、この規程に定めるもののほか、別に定める。

（本給の訂正方法）

第6条 職員の給与が第5条の規定に合致しないと認めたときは、その本給を訂正することができる。

（初任給）

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

（昇級及び降級）

第8条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇級基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇級させることができる。

2 勤務成績が良くない等別に定める降級基準に該当した者は、1級下位の級に降級させることができる。

3 職員を昇級又は降級させる場合のその者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

（昇給）

第9条 職員（第5条第2項第4号に定める本給表の適用を受ける者を除く。）の昇給は、第11条で定める日に、同日前において次の各号に掲げる本給表の区分に応じた日以前1年間におけるその者の勤務成績に対して行うものとする。

一 一般職本給表（一）及び一般職本給表（二） 12月31日

二 研究教育職本給表及び研究教育職本給年俸表（二） 9月30日（当該本給表適用者の的確な目標設定や、その勤務成績の適切な評価を反映することが著しく困難であると機関が認める場合は、機関が定めた日）

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項各号に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当したときに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

一 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。） 特に良好である場合

二 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員並びに研究教育職本給表及び研究教育職本給年俸表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員 特に良好である場合

（昇給の範囲）

第10条 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

（昇給の時期）

第11条 第9条に規定する昇給の時期は、毎年1月1日とする。ただし、機構が特に認めた場合には、この限りではない。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である者（以下「一般職（一）9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（次の各号に掲げる者（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）とする。

一 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者

二 研究教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者

三 研究教育職本給年俸表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者

四 研究教育職本給年俸表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の

数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。

- 2 管理職手当の額は、別に定める職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額_{の100分の25}を超えないものとする。

- 3 管理職手当には、勤務が深夜（22時から翌5時）に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

- 4 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別調整手当)

第14条 特別調整手当は、別に定める地域に在勤する職員に支給する。

- 2 特別調整手当の月額_{は、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、別に定める支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。}

- 3 前2項に規定するもののほか、特別調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(広域異動手当)

第14条の2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として機構が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として機構が定める場合は、この限りでない。

- 一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 機構が定める者から引き続き職員となった者（雇用の事情等を考慮して機構が定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして機構が定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務箇所に変更があつたものには、機構の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により特別調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該特別調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該特別調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（自然科学研究機構宿舍規程及び国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍等（以下「機構の指定した宿舍」という。）を貸与された宿舍に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
- 二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（機構の指定した宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、

それぞれ次に定める額（第17条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29, 800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

三 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

3 事業場を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該異動の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」とい

う。)を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに職員(国立大学法人及び大学共同利用機関法人の職員、国家公務員及び地方公務員から引き続き職員となった者を含む。次条において同じ。)となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第17条 事業場を異にする異動(出向を含む。)又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業

場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して機構が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして機構が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額、は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在宅勤務等手当）

第17条の2 就業規則第23条の2の規定に定める在宅勤務において、1箇月に10日以上在宅勤務を行った職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額、は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて次の各号に掲げる特殊勤務手当を支給する。

- 一 高所作業手当
- 二 爆発物取扱等作業手当
- 三 超高地勤務手当
- 四 放射線取扱手当

- 2 特殊勤務手当を支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要

な事項は、別に定める。

（衛生管理者手当）

第19条 衛生管理者手当は、衛生管理者として命ぜられ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条の業務を行う者に支給する。

2 衛生管理者手当の月額は、1,200円とする。

（特地勤務手当）

第20条 特地勤務手当は、離島その他生活の著しく不便な地に所在する事業場又は観測所に勤務する職員に支給する。

2 特地勤務手当の月額は、本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で機構が別に定める。

3 特地勤務手当は、職員の給与が第40条の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

4 前3項に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（準特地勤務手当）

第21条 準特地勤務手当は、前条第1項に規定する地又は機構が指定するこれらに準ずる地に勤務する職員のうち、異動又は事業場の移転により勤務することとなった職員が、その異動に伴って住居を移転した場合に支給する。

2 準特地勤務手当の月額は、本給及び扶養手当の月額の合計額に100分の4以内を乗じて得た額とする。

3 前条第3項の規定は、準特地勤務手当について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、準特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在勤手当）

第22条 在外勤務場所に勤務する国立天文台の職員（在外勤務場所の所在する国以外に生活拠点があつた者に限る。ただし、機構が特に認める場合はこの限りではない。）に、在勤手当を支給する。

2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、配偶者同行手当及び子供教育手当とする。

3 在勤基本手当の月額は、次表に定める在外勤務場所に応じて、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第10条第1項の規定に基づき定める在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下この項において「政令」という。）別表第1の第2号から第6号までに定める額に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、在勤基本手当の月額の支払いに当たっては、別で定める換算率により外国通貨に換算した額に相当する額とする。

在外勤務場所	政令に定める 所在国 又は所在地	1号	2号	3号	4号	5号
		研究教育職本給表，研究教育職本給年俸表（一）及び研究教育職本給年俸表（二）5級の職員	研究教育職本給表，研究教育職本給年俸表（一）及び研究教育職本給年俸表（二）4級の職員	研究教育職本給表，研究教育職本給年俸表（一）及び研究教育職本給年俸表（二）3級の職員	研究教育職本給表，研究教育職本給年俸表（一）及び研究教育職本給年俸表（二）2級の職員	研究教育職本給表，研究教育職本給年俸表（一）及び研究教育職本給年俸表（二）1級の職員
		一般職本給表（一）9級以上の職員	一般職本給表（一）7級及び8級の職員	一般職本給表（一）5級及び6級の職員	一般職本給表（一）3級及び4級の職員	一般職本給表（一）1級及び2級の職員
国立天文台ハワイ観測所	ホノルル	ホノルル2号	ホノルル3号	ホノルル4号	ホノルル5号	ホノルル6号
国立天文台チリ観測所及びアルマプロジェクト	チリ	チリ2号	チリ3号	チリ4号	チリ5号	チリ6号
国立天文台カリフォルニア事務所	ロサンゼルス	ロサンゼルス2号	ロサンゼルス3号	ロサンゼルス4号	ロサンゼルス5号	ロサンゼルス6号

4 前3項に規定するもののほか，在勤手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。
（超過勤務手当）

第23条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員勤務時間，休暇等規程（平成16年自機規程第5号。以下「勤務時間，休暇等規程」という。）第9条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には，正規の勤務時間（休日における勤務を含む。）を超えて勤務した全時間（以下「時間外勤務時間」という。）に対して，勤務1時間につき，第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の13

5までの範囲内で当該次に掲げる各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に時間外勤務時間及び休日に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた時間外勤務時間に対しては、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 勤務時間、休暇等規程第5条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号及び第24条本文で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

3 前項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（休日給）

第24条 就業規則第24条の規定による休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（休日に当然勤務することになっている交替制勤務者を含む。）が勤務した場合には、その実際に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に休日に勤務した全時間及び時間外勤務時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 前項における休日には、これらの日に準ずるものとして機構が指定する日を含むものとする。

3 前2項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（夜勤手当）

第25条 正規の勤務時間として22時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第26条 第23条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給、これに対する特別調整手当、広域異動手当、管理職手当、衛生管理者手当、特勤勤務手当(扶養手当を基礎として算出した部分は除く。)、準特勤勤務手当(扶養手当を基礎として算出した部分は除く。)、初任給調整手当及び業績給の月額合計額を155で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、第18条に規定する特殊勤務手当を受ける勤務に従事した場合には、当該勤務に係る1日の額を7.75で除して、前項の規定による額に加算した額とする。

(宿日直手当)

第27条 勤務時間、休暇等規程第12条に規定する宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき10,400円を支給する。

- 2 前項の勤務のうち、1回の勤務時間が5時間未満の場合(半日直勤務)については、100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤務は、第23条から第25条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第28条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第24条に規定する休日(次項において「休日」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(休日に含まれる時間を除く。)であって所定労働時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。
 - 一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において別に定める額
 - 二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において別に定める額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(本給の調整額)

第29条 本給の調整額は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。

- 2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額 $\frac{100}{100}$ 分の25を超えるときは、本給月額 $\frac{100}{100}$ 分の25に相当する額とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第30条 初任給調整手当は、研究教育職本給表、研究教育職本給年俸表（一）及び研究教育職本給年俸表（二）の適用を受ける職員の職で、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有するものには月額51,600円を、採用の日から35年の期間、採用の日（採用後別に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解雇された職員又は死亡した職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給月額に本給の調整額を加えた額（以下「本給の月額」という。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（次表（2）に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（次表（3）に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額）を加算した額）（以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として、（1）に定める職員区分ごとの期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、

次表（４）に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

（１）期別支給割合

基準日	職員区分ごとの期別支給割合	
	一般の職員	特定管理職員
６月１日	１００分の１２５	１００分の１０５
１２月１日	１００分の１２５	１００分の１０５

備考 特定管理職員は、（３）①及び②の適用を受ける職員（管理職手当の区分Ⅰ種及びⅡ種の適用職員に限る。）をいう。

（２）職務加算

① 研究教育職本給表適用者

本 給 表	職 員	加 算 割 合
研究教育 職本給表	５級の職員	１００分の１５（別に定める職員 にあつては１００分の２０）
	４級・３級の職員	１００分の１０（別に定める職員 にあつては１００分の１５）
	２級・１級の職員 （別に定める職員に限る。）	１００分の５

② 一般職本給表適用者

本 給 表	職 員	加 算 割 合
一般職 本給表（一）	８級以上の職員	１００分の２０
	７級・６級の職員	１００分の１５
	５級・４級の職員	１００分の１０
	３級の職員	１００分の５
一般職 本給表（二）	５級の職員	１００分の１０
	４級の職員	１００分の５
	３級の職員（別に定める職員に限る。）	１００分の５

（３）管理職の地位にある職員の本給の加算

① 研究教育職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加 算 割 合
研究教育職 本給表 5 級	第 1 3 条第 2 項に規定する職務区分Ⅱ種の職員	1 0 0 分の 1 5
	同条職務区分Ⅲ種の職員 (特に機構が認めた場合)	1 0 0 分の 1 0

② 一般職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加 算 割 合
一般職本給表 (一) 7 級以上	第 1 3 条第 2 項に規定する職務区分Ⅰ種の職員	1 0 0 分の 2 5
	同上職務区分Ⅱ種の職員	1 0 0 分の 1 5
	同上職務区分Ⅲ種の職員 (特に機構が認めた場合)	1 0 0 分の 1 0

(4) 在職期間別支給割合

在 職 期 間	支 給 割 合
6 月	1 0 0 分の 1 0 0
5 月以上 6 月未満	1 0 0 分の 8 0
3 月以上 5 月未満	1 0 0 分の 6 0
3 月未満	1 0 0 分の 3 0

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

一 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第 3 5 条の規定により解雇された場合（同規則第 1 号に該当して解雇した職員を除く。）

二 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第 4 1 条の規定により懲戒解雇された場合

三 職員が基準日前 1 箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員（前号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

四 第 4 項の規定により期末手当の一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合

- 五 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第6号。以下「育児休業等規程」という。）により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
- 4 機構は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 5 機構は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 機構は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（勤勉手当）
- 第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、解

雇された職員又は死亡した職員（第3項に規定する職員を除く。）に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績（研究教育職本給表の適用を受ける職員にあっては、基準日以前の直近の業績評価とする。）に応じて、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第2項（2）表に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（同項（3）表に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額。）を加算した額。）（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合及び勤務成績に応じて機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額とする。ただし、研究教育職員以外の職員に支給される額は、機構が定める総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	支 給 割 合
6 月	1 0 0 分の 1 0 0
5 月 1 5 日以上 6 月 未 満	1 0 0 分の 9 5
5 月 以上 5 月 1 5 日 未 満	1 0 0 分の 9 0
4 月 1 5 日以上 5 月 未 満	1 0 0 分の 8 0
4 月 以上 4 月 1 5 日 未 満	1 0 0 分の 7 0
3 月 1 5 日以上 4 月 未 満	1 0 0 分の 6 0
3 月 以上 3 月 1 5 日 未 満	1 0 0 分の 5 0
2 月 1 5 日以上 3 月 未 満	1 0 0 分の 4 0
2 月 以上 2 月 1 5 日 未 満	1 0 0 分の 3 0
1 月 1 5 日以上 2 月 未 満	1 0 0 分の 2 0
1 月 以上 1 月 1 5 日 未 満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日 以上 1 月 未 満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日 未 満	1 0 0 分の 5

零	零
---	---

3 前条第3項から第6項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において期末手当とあるのは勤勉手当と読み替えるものとする。

4 前各項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、水沢地区、乗鞍地区、野辺山地区、六ヶ所地区及び神岡地区に常時勤務する職員（第34条第1項及び第2項の規定により給与の支給を受ける職員で次の第1号に該当する者以外の者（以下「有給休職者」という。）を含む。）で、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する職員に支給する。ただし、次に該当する者には支給しない。

一 本邦外にある者（世帯主である職員でその扶養親族が基準日に本邦に居住する者を除く。）

二 本邦外から本邦に帰還後身分保留期間中の者

三 刑事休職者

四 無給休職者

五 停職者

六 専従休職者

七 育児休業職員

八 配偶者同行休業職員

2 前項に定めるもののほか、寒冷地手当に関し必要な事項は、別に定める。

(研究代表者等特別手当)

第33条の2 研究代表者等特別手当は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究代表者等人件費制度実施要領（令和3年10月21日機構長決定。以下「P I 等人件費制度実施要領」という。）第8条第2項に定める承認を得た者のうち、同要領第7条第2項に定める研究代表者等特別手当の支給を選択した者に支給する。

2 研究代表者等特別手当の額は、P I 等人件費制度実施要領第9条第2項に基づき確認した額とする。

3 研究代表者等特別手当の支給に当たっては、第36条から第37条の2までの規定及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員任免規程（平成16年自機規程第34号。以下「任免規程」という。）第17条の規定は適用しない。

(特定の職員についての適用除外)

第33条の3 第14条、第14条の2、第16条、第17条、第20条及び第21条の規定は、第22条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

(休職者の給与)

第34条 職員が業務上の傷病又は通勤途上による傷病により就業規則第11条第1項第1号により休職された場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、本給、業績給の月額、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が任免規程第15条第1項第1号による休職にされた場合には、その休職期間中、本給、業績給の月額、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が任免規程第15条第1項第2号による休職にされた場合には、その休職期間中、本給、業績給の月額、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 任免規程第15条第1項第3号から5号までに規定する期間については、給与を支給しない。

6 職員が任免規程第15条第1項第6号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、第2項に掲げる給与の100分の100を支給することができる。

7 職員が任免規程第15条第1項第6号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明（前項の所在不明を除く。）と認められるときは、第2項に掲げる給与の100分の70以内を支給することができる。

8 職員が第3項及び第4項により休職にされた場合におけるその休職中の給与については、機構が別に定める。

9 第2項から第4項までの規定による本給、業績給の月額及び特別調整手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

10 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第31条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

（派遣職員の給与）

第35条 派遣職員には、別に定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、本給、業績給の月額、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内を支給する。

2 派遣先の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると機構長が認め

るときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。

- 3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者（職員の収入により生計を維持する者、親族等をいう。）に対して支払うことができる。

（育児休業者の給与）

第36条 育児休業等規程により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
- 三 育児休業をしていた職員（第5条第2項第4号に定める本給表の適用を受ける者を除く。）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本給月額を調整することができる。
- 四 職員が部分休業（育児休業等規程第15条に規定する部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 五 前各号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業者の給与）

第37条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員介護休業等規程（平成16年自機規程第7号）により介護休業等をする職員の給与については、第38条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（配偶者同行休業者の給与）

第37条の2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員配偶者同行休業規程（平成26年自機規程第97号）により配偶者同行休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 配偶者同行休業をしていた職員（第5条第2項第4号に定める本給表の適用を受ける者を除く。）が職務に復帰した場合には、当該配偶者同行休業をした期間の2分

の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本給月額を調整することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、配偶者同行休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。
(給与の減額)

第38条 職員が勤務しないときは、勤務時間、休暇等規程第5条の2第1項に規定する超勤代休時間、就業規則第24条の規定による休日である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数及び部分休業の時間数の合計とし、その合計時間数に15分単位未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(本給及び業績給の月額の半減)

第39条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給及び業績給の月額の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給及び業績給の月額の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(減給)

第40条 就業規則第41条第1項第2号に規定する減給は、平均賃金（算定すべき事由の発生した日（減給の意思表示が職員に到達した日）以前3箇月間における職員の平均賃金をいい、その以前3箇月間とは、算定事由の発生した日は含まれず、その前日から遡って暦日の3箇月について算定する。）に、職員に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で割った金額とする。ただし、次の期間がある場合は、その日数及び給与額は、先の期間及び給与総額には含まない。

- 一 業務上の傷病にかかり休職した期間
- 二 産前産後の休暇の期間
- 三 育児・介護休業期間
- 四 試用期間
- 五 機構の責めに帰すべき事由により休職した期間

- 2 前項ただし書の給与総額とは、算定期間中に支払われる労基法第11条に規定する給与のすべてをいう。ただし、期末手当、勤勉手当等臨時に支払われた給与については給与総額には含まない。

3 第1項ただし書に定める期間が、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3箇月以上にわたる場合の平均賃金は、その期間の最初の日をもって、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなす。

4 前3項までに定めるもののほか、減給に関し必要な事項は、機構が別に定める。

(日割計算)

第41条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇級等により、本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、業績給の月額、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、初任給調整手当の支給について準用する。

(端数計算)

第42条 第23条から第25条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当並びに第36条から第38条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第43条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、機構が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第45条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると機構が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

平成31年 1月29日改正

令和 6年 1月25日改正

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する

法律（昭和25年4月3日法律第95号）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表については一般職本給表とし、教育職俸給表については研究教育職本給表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

3 前条の適用を受ける職員の施行日における本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級と同一とする。ただし、昇級又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給月額を決定する。

4 この規程を実施するにあたって必要な技術的事項については、当分の間、関係人事院規則の例によるものとする。

5 当分の間、次の各号に掲げる本給表の適用を受ける職員の本給月額は、当該職員が満60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

一 一般職本給表（一）

二 一般職本給表（二）

6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第16号）第12条第1項の規定に基づき雇用される臨時的雇用職員

二 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員配偶者同行休業規程（平成26年自機規程第97号）第16条第1項の規定に基づき雇用される臨時的雇用職員

三 就業規則第10条の2第2項の規定により満60歳に達した日以後の最初の3月31日から引き続き管理監督職である者（当該管理監督職の期間に限る。）

7 就業規則第10条の2に規定する他の職への配置換（以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換」という。）をされた職員であつて、当該他の職への配置換をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額

と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

- 8 前項の規定により本給として支給される差額に相当する額と附則第5項の規定による当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額（以下「上限額」という。）と当該職員の受ける附則第5項の規定による本給月額」とする。
- 9 管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例により引き続き同一の管理監督職を占める職員が管理監督職勤務上限年齢による配置換をされた場合は、異動日に附則第5項の規定により当該職員が受ける本給月額（以下「異動日本給月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第9項基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第9項基礎本給月額と異動日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 10 前項の規定により本給として支給される差額に相当する額と第5項の規定による当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9項基礎本給月額と異動日本給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給与規程附則第5項の規定による本給月額との差額」とする。
- 11 第5項の規定の適用を受ける職員に対する第28条第3項各号の規定の適用については、当分の間、第28条第3項第1号及び第2号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
- 12 第5項の規定の適用を受ける職員に対する第29条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額表に掲げる調整基本額」とあるのは「調整基本額表に掲げる調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第19条に規定する衛生管理者手当については、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 3 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（機構の定める職員にあっては、機構の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 第2項後段の規定により新級を決定される職員（切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。
- 5 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における新号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
 - 一 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額（以下「旧本給月額」という。）が旧級に応じた附則別表第4の旧本給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧本給月額及び経過期間（機構の定める職員にあっては、機構の定める期間）に応じて附則別表第4に定める号給
 - 二 旧級が一般職本給表（一）の1級である職員又は旧級が一般職本給表（二）の3級である職員のうち旧本給月額が旧級に応じた附則別表第4の旧本給月額欄に掲げられていないもの 別に定める号給
 - 三 旧本給月額が附則別表第5に掲げられている職員 新級、旧本給月額及び経過期間に応じて附則別表第5に定める号給
 - 四 新級が一般職本給表（一）の10級となる職員のうち旧本給月額が附則別表第5に掲げられていないもの 新級の15号給
 - 五 前各号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給
- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとし

た場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 7 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（平成21年12月1日において適用される本給表、級及び号給が、それぞれ次の表の本給表欄、級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の者にあつては、当該本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日から施行する附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

本 給 表	級	号 給
一般職（一）	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 2 4 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
一般職（二）	1 級	1 号給から 6 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
研究教育職	1 級	1 号給から 4 4 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 2 号給まで

- 8 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 9 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第9条第3項	4号給	3号給

	3 号給	2 号給
	2 号給	1 号給

附則別表第 1 職務の級の切替表（附則第 2 項関係）

本給表	旧級	新級
一般職本給表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	1 0 級	8 級
	1 1 級	9 級
		1 0 級
一般職本給表（二）	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第2 号給の切替表（附則第3項関係）

イ 旧級が一般職本給表（一）の1級から10級である職員の新号給

旧号給	経過期間 旧 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

旧号給	経過期間	旧 級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未満			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未満			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未満			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未満			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未満			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上 12 月未満			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上 12 月未満			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上 12 月未満			108	80						
	12 月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上 12 月未満			112	84						
	12 月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上 12 月未満			116							
	12 月以上			117							
30	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上 12 月未満			120							
	12 月以上			121							
31	3 月未満			121							
	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上 12 月未満			124							
	12 月以上			125							
32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上 12 月未満			125							
	12 月以上			125							

ロ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
12	3月未満		41	41	37	49	29	25
	3月以上 6月未満		42	42	38	50	30	26
	6月以上 9月未満		43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満		44	44	40	52	32	28
	12月以上		45	45	41	53	33	29
13	3月未満		45	45	41	53	33	29
	3月以上 6月未満		46	46	42	54	34	30
	6月以上 9月未満		47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満		48	48	44	56	36	32
	12月以上		49	49	45	57	37	33
14	3月未満		49	49	45	57	37	33
	3月以上 6月未満		50	50	46	58	38	34
	6月以上 9月未満		51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満		52	52	48	60	40	36
	12月以上		53	53	49	61	41	37
15	3月未満		53	53	49	61	41	37
	3月以上 6月未満		54	54	50	62	42	38
	6月以上 9月未満		55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満		56	56	52	64	44	40
	12月以上		57	57	53	65	45	41
16	3月未満		57	57	53	65	45	41
	3月以上 6月未満		58	58	54	66	46	42
	6月以上 9月未満		59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満		60	60	56	68	48	44
	12月以上		61	61	57	69	49	45
17	3月未満		61	61	57	69	49	45
	3月以上 6月未満		62	62	58	70	50	46
	6月以上 9月未満		63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満		64	64	60	72	52	48
	12月以上		65	65	61	73	53	49
18	3月未満		65	65	61	73	53	49
	3月以上 6月未満		66	66	62	74	54	50
	6月以上 9月未満		67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満		68	68	64	76	56	52
	12月以上		69	69	65	77	57	53
19	3月未満		69	69	65	77	57	53
	3月以上 6月未満		70	70	65	78	58	54
	6月以上 9月未満		71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満		72	72	66	80	60	56
	12月以上		73	73	67	81	61	57
20	3月未満		73	73	67	81	61	57
	3月以上 6月未満		74	74	67	82	62	58
	6月以上 9月未満		75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満		76	76	68	84	64	60
	12月以上		77	77	69	85	65	61
21	3月未満		77	77	69	85	65	61
	3月以上 6月未満		78	78	70	86	66	62
	6月以上 9月未満		79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満		80	80	72	88	68	64
	12月以上		81	81	73	89	69	65
22	3月未満		81	81	73	89	69	65
	3月以上 6月未満		82	82	73	90	70	66
	6月以上 9月未満		83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満		84	84	74	92	72	68
	12月以上		85	85	75	93	73	69

旧号給	経過期間	旧 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ハ 旧級が研究教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
1	3月未満				1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1
	12月以上				1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	1	1
	6月以上9月未満		3	3	3	1	1
	9月以上12月未満		4	4	4	1	1
	12月以上		5	5	5	1	1
3	3月未満		5	5	5	1	1
	3月以上6月未満		6	6	6	1	1
	6月以上9月未満		7	7	7	1	1
	9月以上12月未満		8	8	8	1	1
	12月以上		9	9	9	1	1
4	3月未満		9	9	9	1	1
	3月以上6月未満		10	10	10	2	1
	6月以上9月未満		11	11	11	3	1
	9月以上12月未満		12	12	12	4	1
	12月以上		13	13	13	5	1
5	3月未満		13	13	13	5	1
	3月以上6月未満		14	14	14	6	1
	6月以上9月未満		15	15	15	7	1
	9月以上12月未満		16	16	16	8	1
	12月以上		17	17	17	9	1
6	3月未満		17	17	17	9	1
	3月以上6月未満		18	18	18	10	2
	6月以上9月未満		19	19	19	11	3
	9月以上12月未満		20	20	20	12	4
	12月以上		21	21	21	13	5
7	3月未満		21	21	21	13	5
	3月以上6月未満		22	22	22	14	6
	6月以上9月未満		23	23	23	15	7
	9月以上12月未満		24	24	24	16	8
	12月以上		25	25	25	17	9
8	3月未満		25	25	25	17	9
	3月以上6月未満		26	26	26	18	10
	6月以上9月未満		27	27	27	19	11
	9月以上12月未満		28	28	28	20	12
	12月以上		29	29	29	21	13
9	3月未満		29	29	29	21	13
	3月以上6月未満		30	30	30	22	14
	6月以上9月未満		31	31	31	23	15
	9月以上12月未満		32	32	32	24	16
	12月以上		33	33	33	25	17
10	3月未満		33	33	33	25	17
	3月以上6月未満		34	34	34	26	18
	6月以上9月未満		35	35	35	27	19
	9月以上12月未満		36	36	36	28	20
	12月以上		37	37	37	29	21
11	3月未満		37	37	37	29	21
	3月以上6月未満		38	38	38	30	22
	6月以上9月未満		39	39	39	31	23
	9月以上12月未満		40	40	40	32	24
	12月以上		41	41	41	33	25

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
12	3月未満		41	41	41	33	25
	3月以上6月未満		42	42	42	34	26
	6月以上9月未満		43	43	43	35	27
	9月以上12月未満		44	44	44	36	28
	12月以上		45	45	45	37	29
13	3月未満		45	45	45	37	29
	3月以上6月未満		46	46	46	38	30
	6月以上9月未満		47	47	47	39	31
	9月以上12月未満		48	48	48	40	32
	12月以上		49	49	49	41	33
14	3月未満		49	49	49	41	33
	3月以上6月未満		50	50	50	42	34
	6月以上9月未満		51	51	51	43	35
	9月以上12月未満		52	52	52	44	36
	12月以上		53	53	53	45	37
15	3月未満		53	53	53	45	37
	3月以上6月未満		54	54	54	46	38
	6月以上9月未満		55	55	55	47	39
	9月以上12月未満		56	56	56	48	40
	12月以上		57	57	57	49	41
16	3月未満		57	57	57	49	41
	3月以上6月未満		58	58	58	50	42
	6月以上9月未満		59	59	59	51	43
	9月以上12月未満		60	60	60	52	44
	12月以上		61	61	61	53	45
17	3月未満		61	61	61	53	45
	3月以上6月未満		62	62	62	54	46
	6月以上9月未満		63	63	63	55	47
	9月以上12月未満		64	64	64	56	48
	12月以上		65	65	65	57	49
18	3月未満		65	65	65	57	49
	3月以上6月未満		66	66	66	58	50
	6月以上9月未満		67	67	67	59	51
	9月以上12月未満		68	68	68	60	52
	12月以上		69	69	69	61	53
19	3月未満		69	69	69	61	53
	3月以上6月未満		70	70	70	62	54
	6月以上9月未満		71	71	71	63	55
	9月以上12月未満		72	72	72	64	56
	12月以上		73	73	73	65	57
20	3月未満		73	73	73	65	57
	3月以上6月未満		74	74	74	66	58
	6月以上9月未満		75	75	75	67	59
	9月以上12月未満		76	76	76	68	60
	12月以上		77	77	77	69	61
21	3月未満		77	77	77	69	61
	3月以上6月未満		78	78	78	70	62
	6月以上9月未満		79	79	79	71	63
	9月以上12月未満		80	80	80	72	64
	12月以上		81	81	81	73	65
22	3月未満		81	81	81	73	65
	3月以上6月未満		82	82	82	74	66
	6月以上9月未満		83	83	83	75	67
	9月以上12月未満		84	84	84	76	68
	12月以上		85	85	85	77	69

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				
36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				
37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				

附則別表第3 号給の切替表（附則第4項関係）

イ 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員の新号給

旧号給	新 級	9 級	10 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

旧号給	新 級	9 級	1 0 級
	経過期間		
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上 12 月未満	24	4
	12 月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上 12 月未満	28	8
	12 月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上 12 月未満	32	12
	12 月以上	33	13
15	3 月未満	33	13
	3 月以上 6 月未満	34	13
	6 月以上 9 月未満	35	13
	9 月以上 12 月未満	36	14
	12 月以上	37	14

附則別表第4 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員以外の職員の新号給

イ 一般職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧本給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4 級	365,400 円	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

ロ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧本給月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
2 級	278,600 円	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3 級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
4 級	326,100	129	130	131	132	133
5 級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101

ハ 研究教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧本給月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
1 級	355,500 円	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2 級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3 級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4 級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101
5 級	592,800	73	74	75	76	77
	597,400	77	78	79	80	81

附則別表第 5 旧級が一般職本給表（一）の 11 級である職員の新号給

旧本給月額	経過期間 新 級	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
580,300 円	9 級	37	38	39	40	41
	10 級	14	14	15	15	15

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までの間においては、改正後の給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 3 改正後の給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1項の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、機構が定める職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に定めるところによる。
- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動があった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第31条第2項の規定の適用については、第31条第2項表（1）上段「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第7項を改正する規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 3 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第39条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下「本給月額減額基礎額」という。））
 - 二 特別調整手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する特別調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する特別調整手当の月額）
 - 三 広域異動手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
 - 四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第31条第2項（2）表に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（2）表に定める加算割合を乗じて得た額（同項（3）表に定める職員（以下「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項（3）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同

項（１）表に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（４）表に定める割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第２項（２）表に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（２）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（３）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（１）表に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（４）表に定める割合を乗じて得た額）

五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第３１条第２項（２）表に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（２）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額に同項（３）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第２項（２）表に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（２）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（３）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額）

六 第３４条第１項から第４項まで又は第６項及び第７項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 第３４条第１項 前各号に定める額
- ロ 第３４条第２項、第４項、第６項又は第７項 第一号及び第三号から第五号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ハ 第３４条第３項 第一号並びに第三号及び第四号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本 給 表	職務の級
一般職本給表（一）	６ 級

研究教育職本給表	5 級
----------	-----

- 4 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第23条から第25条まで又は第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に155で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に155で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第9条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号級数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第7項を改正する規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 平成24年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。以下「除外職員」という。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。
- 4 平成25年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

- 5 平成26年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月19日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第14条の2、第17条及び第28条は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、機構の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 平成27年3月31日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。
- 4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項の規定の適用については、同項第一号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第二号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 5 平成27年4月1日前に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1

号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、機構の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（機構が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第3項に規定する特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、機構の定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、機構の定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 前3項の規定による本給を支給される職員に関する第31条第2項及び第32条第2項の規定の適用については、「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の給与規程附則第3項から第5項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間における第22条第3項の規定による在勤基本手当の基準額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準額を適用する。

在勤基本手当の基準額

名称	国，地域	1号	2号	3号	4号	5号
国立天文台ハワイ観測所	アメリカ合衆国，ホノルル	円 489,000	円 425,200	円 361,400	円 318,900	円 276,400
国立天文台チリ観測所	チリ共和国，サンティアゴ	556,100	483,600	411,100	362,700	314,300
国立天文台 TMT 推進室 (パサデナ)	アメリカ合衆国，ロサンゼルス	552,300	480,300	408,300	360,200	312,200

附 則

この規程は，平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 28 年 3 月 1 日から施行し，平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行し，改正後の第 22 条第 3 項の規定（国立天文台チリ観測所に係る部分を除く。）は，平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は，平成 28 年 6 月 1 日から施行し，改正後の第 22 条第 3 項の規定は，平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は，平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし，改正後の第 33 条の 2 の規定については，平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

令和 2 年 1 月 31 日改正

- この規程は，平成 29 年 3 月 1 日から施行する。ただし，改正後の第 12 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる別表第 1 から別表第 3 まで及び第 13 条並びに第 30 条の規定は，平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の第 12 条第 3 項の規定に定める扶養手当の額は，平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間，第 12 条第 1 項ただし書き及び当該規定を適用せず次の表に定める額とする。

改正後の第12条第2項各号に掲げる扶養親族	改正後の第12条に定める者	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
第1号	一般職 (一) 9級以上職員 (改正後の第12条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	一般職 (一) 8級職員等(改正後の第12条第3項各号に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	それ以外の者	10,000円	6,500円	6,500円
第2号	一般職 (一) 9級以上職員	8,000円	10,000円	10,000円
	一般職 (一) 8級職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	それ以外の者	8,000円	10,000円	10,000円
第3号から第6号まで	一般職 (一) 9級	6,500円	6,500円	3,500円

	以上職員			
	一般職 (一) 8級 職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	それ以外の 者	6,500円	6,500円	6,500円

4 改正後の第12条第2項第1号に掲げる扶養親族がない場合にあっては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、そのうち1人につき次の各号に定める額とする。ただし、いずれにも該当する場合には、第1号に定める額とする。

一 改正後の第12条第2項第2号 10,000円

二 改正後の第12条第2項第3号から第6号まで 9,000円

5 改正後の第12条第5項については平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を機構に届け出なければならない。 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。

	三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
平成30年4月1日から令和2年3月31日まで	5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を機構に届け出なければならない。 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。

- 6 改正後の第12条第6項については平成29年4月1日から令和2年3月31日まで
の間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から令和2年3月31日まで	6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、解雇され、又は

	死亡した日，扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし，扶養手当の支給の開始については，同項の規定による届出が，これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは，その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から行うものとする。
--	---

- 7 改正後の第１２条第７項については平成２９年４月１日から令和２年３月３１日までの間，当該規定は適用せず，次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成２９年４月１日から 平成３０年３月３１日まで	7 扶養手当は，次の各号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第５項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては，これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は，第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。），扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員が配

	偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの

	規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 三 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級以上職員等（一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員のことをいう。以下同じ。）が一般職（一）8級以上職員等以外の職員となった場合 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級以上職員等以外の者が一般職（一）8級以上職員等となった場合 五 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
--	--

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台チリ観測所に係る部分を除く。）は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- この規程は、平成30年1月22日から施行する。ただし、第3項及び第4項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の第5条第2項第1号から第3号までに掲げる別表第1から別表第3まで及び第30条の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、第5条第2項第4号に規定する研究教育職本給年俸表の適用を受けるもの（以下この項において「研究教育職本給年俸表適用職員」という。）及び研究教育職年俸表適用職員以外の職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成27年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場

合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 4 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第6号）第15条に規定する育児部分休業の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第6号）第15条に規定する育児部分休業の適用を受ける職員の本給月額を、当該号給に応じた額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、平成30年1月1日から適用する。

附 則（平成30年5月24日改正）

この規程は、平成30年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台チリ観測所に係る部分を除く。）は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月29日改正）

- 1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。ただし、改正後の第31条第2項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第1号から第3号までに掲げる別表第1から別表第3まで及び第13条並びに第30条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月25日改正）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年7月25日改正）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日改正）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日改正）

- 1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。ただし、改正後の第15条第1項及び第2項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第1号から第3号までに掲げる別表第1から別表第3までの規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 令和2年4月1日の前日において改正前の第15条第1項及び第2項の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（機構で別に定める職員を除く。）に対しては、令和2年4月

1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で機構が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 改正後の第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

4 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年3月26日改正）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第32条第1項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に改正前の規程第5条第2項第4号の適用を受ける者は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日において、改正後の規程第5条第2項第4号の適用を受ける者となるものとする。

附 則（令和2年6月26日改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台ハワイ観測所及び国立天文台TMTプロジェクト（パサデナ）に係る部分を除く。）は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月22日改正）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日改正）

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和3年5月27日改正）

この規程は、令和3年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定に掲げる在勤基本手当の基準額に定める名称は、令和3年3月1日から適用する。

附 則（令和4年3月25日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月26日改正）

この規程は、令和4年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年12月22日改正）

この規程は、令和5年1月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、令和4年8月1日から適用する。

附 則（令和５年１月３０日改正）

- １ この規程は、令和５年２月１日から施行する。
- ２ 改正後の第５条第２項第１号から第３号まで及び第５号に掲げる別表第１から別表第３まで及び別表第５の規定は、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和５年２月１６日改正）

- １ この規程は、令和５年３月１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
- ２ 第２２条第３項の規定で定める額は、令和４年４月から７月までの月分については、同項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

名称	国、地域	１号	２号	３号	４号	５号
国立天文台ハワイ観測所	アメリカ合衆国、ホノルル	円 599,000	円 532,400	円 465,900	円 399,300	円 346,100
国立天文台チリ観測所及びアルマプロジェクト	チリ共和国、サンティアゴ	537,100	477,400	417,700	358,100	310,300
国立天文台カリフォルニア事務所	アメリカ合衆国、ロサンゼルス	664,800	590,900	517,000	443,200	384,100

附 則（令和５年３月２３日改正）

この規程は、令和５年３月２３日から施行し、改正後の第２２条第３項の規定は、令和５年１月１日から適用する。

附 則（令和５年５月１８日改正）

この規程は、令和５年６月１日から施行し、改正後の第２２条第３項の規定（国立天文台ハワイ観測所及び国立天文台カリフォルニア事務所に係る部分を除く。）は、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和５年９月２１日改正）

この規程は、令和５年１０月１日から施行し、令和５年８月１日から適用する。

附 則（令和６年１月２５日改正）

- １ この規程は、令和６年２月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 改正後の第５条第２項各号（第４号を除く。）に掲げる別表第１から別表第３まで及び別表第５の規定並びに第３０条第１項の規定 令和５年４月１日
 - 二 改正後の第３１条第２項に定める（１）期別支給割合の規定 令和５年１２月１日
- ２ 令和５年１２月に支給する期末手当に関する改正後の第３１条第２項に定める（１）期別支給割合の適用については、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１

25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（令和6年3月28日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日改正）

この規程は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年2月20日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年3月1日から施行する。ただし、改正後の第5条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる別表第1から別表第3まで及び別表第5並びに第9条、第12条、第13条、第14条の2、第15条、第16条、第17条及び第28条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項に定める令和7年3月1日から施行する規定のうち、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 改正後の第30条の規定 令和6年4月1日
 - 二 改正後の第31条第2項に定める（1）期別支給割合の規定 令和6年12月1日（令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 3 令和6年12月に支給する期末手当に関する改正後の第31条第2項に定める（1）期別支給割合の適用については、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。

（令和7年3月1日に在職する職員等に関する本給等の特例措置）
- 4 令和7年3月1日に在職する職員及び令和7年3月2日から令和7年3月31日までに新たに職員となった者（研究教育職本給年俸表（一）適用者を除く。）に関する本給等については、この規程に定めるもののほか、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、別に定める規程を適用する。

（号給の切替え）
- 5 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において前項の規定に基づき別に定める規程（以下この附則において「本給等の特例措置に関する規程」という。）に定める本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者の職務の級が同規程に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）
- 6 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認めら

れる限度において、本給等の特例措置に関する規程の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の第12条第3項の規定の適用については、「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（次の各号に掲げる者（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（次の各号に掲げる者（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）とし、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）については3,000円（一般職（一）8級職員等を除く。））」とする。

（本給等の特例措置に関する規程の制定に伴う経過措置）

- 8 この規程及びこの規程に基づき別に定める細則等において本給に基づき取り扱うものについては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、本給等の特例措置に関する規程の適用を受ける者にあつては、この規程に定める本給によらず本給等の特例措置に関する規程に定める本給を適用する。

附 則（令和7年4月24日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（令和7年4月1日における採用又は昇級等の特例）

- 2 令和7年4月1日において、採用により新たに本給表の適用を受けることとなる職員又は昇級若しくは降級により号給を決定することとなる職員の号給については、この規程に定める別表第1から別表第5までの本給表に掲げる号給に決定することができる。

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
9	237,300	275,700	352,700	403,100	526,900
10	239,100	277,700	354,700	404,200	532,300
11	240,900	279,700	356,700	405,300	537,100
12	242,700	281,700	358,700	406,400	541,500
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
18	251,900	294,700	368,100	413,000	
19	253,200	297,400	369,500	414,100	
20	254,600	300,000	370,800	415,300	
21	256,000	302,600	372,100	416,300	
22	257,500	305,000	373,300	417,400	
23	259,000	307,400	374,500	418,500	
24	260,500	309,600	375,600	419,700	
25	262,000	311,800	376,700	420,600	
26	263,700	313,800	378,100	421,700	
27	265,400	315,800	379,400	422,800	
28	267,100	317,800	380,700	423,800	
29	268,600	319,800	382,000	424,800	
30	270,500	321,700	383,300	425,900	
31	272,400	323,600	384,600	427,000	

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
32	274,300	325,500	385,900	428,100	
33	276,100	327,300	387,200	429,100	
34	277,300	329,200	388,400	430,300	
35	278,500	331,100	389,600	431,500	
36	279,600	333,000	390,700	432,700	
37	280,600	334,700	391,800	433,400	
38	281,600	335,900	393,000	434,300	
39	282,700	337,000	394,100	435,200	
40	283,800	338,100	395,200	436,000	
41	284,600	338,700	396,300	436,800	
42	285,700	339,100	397,500	437,700	
43	286,800	339,500	398,700	438,600	
44	287,700	339,900	399,800	439,400	
45	288,300	340,500	400,800	440,100	
46	289,300	341,000	401,800	441,000	
47	290,200	341,500	402,800	442,000	
48	291,100	341,900	403,700	442,900	
49	292,100	342,300	404,900	443,800	
50	292,600	342,700	406,300	444,700	
51	293,100	343,100	407,700	445,700	
52	293,700	343,500	409,100	446,600	
53	294,200	343,900	409,900	447,600	
54	294,700	344,300	410,900	448,600	
55	295,000	344,700	411,900	449,500	
56	295,400	345,100	413,000	450,500	
57	295,800	345,500	413,900	451,400	
58	296,300	345,900	414,700	452,300	
59	296,800	346,300	415,500	453,200	
60	297,200	346,700	416,200	454,200	
61	297,600	347,100	416,900	455,000	
62	298,000	347,500	417,800	455,400	
63	298,400	347,900	418,600	456,000	

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
64	298,800	348,300	419,200	456,600	
65	299,200	348,700	419,800	457,300	
66	299,600	349,100	420,300	458,000	
67	300,000	349,500	420,700	458,300	
68	300,400	349,900	421,100	458,900	
69	300,800	350,300	421,400	459,300	
70	301,200	350,800	421,800	459,700	
71	301,600	351,200	422,100	460,100	
72	302,000	351,600	422,500	460,400	
73	302,400	351,900	422,800	460,700	
74	302,800	352,400	423,200	461,000	
75	303,200	352,800	423,600	461,500	
76	303,600	353,200	424,000	461,800	
77	304,000	353,600	424,300	462,100	
78	304,400	354,100	424,600	462,400	
79	304,800	354,600	425,000	462,700	
80	305,200	355,100	425,300	463,000	
81	305,500	355,600	425,600	463,300	
82	305,900	356,300	426,000	463,800	
83	306,300	357,000	426,300	464,100	
84	306,600	357,700	426,600	464,400	
85	306,900	358,300	426,900	464,700	
86	307,300	358,900	427,200		
87	307,700	359,500	427,500		
88	308,100	360,100	427,800		
89	308,600	360,600	428,100		
90	309,000	361,000	428,400		
91	309,400	361,400	428,700		
92	309,800	361,800	429,000		
93	310,200	362,200	429,300		
94	310,700	362,600	429,600		
95	311,200	363,100	429,900		

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
96	311,600	363,500	430,200		
97	311,800	364,100	430,500		
98	312,200	364,600	430,800		
99	312,600	365,000	431,100		
100	313,000	365,500	431,400		
101	313,200	365,900	431,700		
102	313,600	366,400	432,000		
103	313,900	366,700	432,300		
104	314,400	367,100	432,600		
105	314,800	367,600	432,800		
106	315,100	368,000			
107	315,400	368,500			
108	315,700	369,000			
109	315,900	369,400			
110	316,200	369,900			
111	316,600	370,300			
112	317,000	370,700			
113	317,300	371,100			
114	317,700	371,500			
115	318,000	371,900			
116	318,300	372,300			
117	318,600	372,700			
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,200	374,600			
123	320,400	375,100			
124	320,700	375,400			
125	321,000	375,800			
126	321,200	376,300			
127	321,500	376,800			

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
128	321,800	377,200			
129	322,100	377,600			
130	322,400	378,100			
131	322,800	378,600			
132	323,000	379,100			
133	323,200	379,600			
134	323,500	380,100			
135	323,800	380,600			
136	324,000	381,100			
137	324,300	381,600			
138	324,500	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,400	383,600			
142	325,800				
143	326,200				
144	326,600				
145	326,800				
146	327,200				
147	327,500				
148	327,900				
149	328,100				
150	328,500				
151	328,800				
152	329,200				
153	329,400				
154	329,800				
155	330,200				
156	330,600				
157	330,800				

別表第4 研究教育職本給年俸表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
	円	円	円	円	円
1	1,920,000	2,400,000	3,120,000	3,720,000	4,800,000
2	2,040,000	2,520,000	3,240,000	3,840,000	4,920,000
3	2,160,000	2,640,000	3,360,000	3,960,000	5,040,000
4	2,280,000	2,760,000	3,480,000	4,080,000	5,160,000
5	2,400,000	2,880,000	3,600,000	4,200,000	5,280,000
6	2,520,000	3,000,000	3,720,000	4,320,000	5,400,000
7	2,640,000	3,120,000	3,840,000	4,440,000	5,520,000
8	2,760,000	3,240,000	3,960,000	4,560,000	5,640,000
9	2,880,000	3,360,000	4,080,000	4,680,000	5,760,000
10	3,000,000	3,480,000	4,200,000	4,800,000	5,880,000
11	3,120,000	3,600,000	4,320,000	4,920,000	6,000,000
12	3,240,000	3,720,000	4,440,000	5,040,000	6,120,000
13	3,360,000	3,840,000	4,560,000	5,160,000	6,240,000
14	3,480,000	3,960,000	4,680,000	5,280,000	6,360,000
15	3,600,000	4,080,000	4,800,000	5,400,000	6,480,000
16	3,720,000	4,200,000	4,920,000	5,520,000	6,600,000
17	3,840,000	4,320,000	5,040,000	5,640,000	6,720,000
18	3,960,000	4,440,000	5,160,000	5,760,000	6,840,000
19	4,080,000	4,560,000	5,280,000	5,880,000	6,960,000
20	4,200,000	4,680,000	5,400,000	6,000,000	7,080,000
21	4,320,000	4,800,000	5,520,000	6,120,000	7,200,000
22	4,440,000	4,920,000	5,640,000	6,240,000	7,320,000
23	4,560,000	5,040,000	5,760,000	6,360,000	7,440,000
24	4,680,000	5,160,000	5,880,000	6,480,000	7,560,000
25	4,800,000	5,280,000	6,000,000	6,600,000	7,680,000
26	4,920,000	5,400,000	6,120,000	6,720,000	7,800,000
27	5,040,000	5,520,000	6,240,000	6,840,000	7,920,000
28	5,160,000	5,640,000	6,360,000	6,960,000	8,040,000
29	5,280,000	5,760,000	6,480,000	7,080,000	8,160,000
30	5,400,000	5,880,000	6,600,000	7,200,000	8,280,000
31	5,520,000	6,000,000	6,720,000	7,320,000	8,400,000

別表第4 研究教育職本給年俸表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
32	5,640,000	6,120,000	6,840,000	7,440,000	8,520,000
33	5,760,000	6,240,000	6,960,000	7,560,000	8,640,000
34	5,880,000	6,360,000	7,080,000	7,680,000	8,760,000
35	6,000,000	6,480,000	7,200,000	7,800,000	8,880,000
36	6,120,000	6,600,000	7,320,000	7,920,000	9,000,000
37	6,240,000	6,720,000	7,440,000	8,040,000	9,120,000
38	6,360,000	6,840,000	7,560,000	8,160,000	9,240,000
39	6,480,000	6,960,000	7,680,000	8,280,000	9,360,000
40	6,600,000	7,080,000	7,800,000	8,400,000	9,480,000
41	6,720,000	7,200,000	7,920,000	8,520,000	9,600,000
42	6,840,000	7,320,000	8,040,000	8,640,000	9,720,000
43	6,960,000	7,440,000	8,160,000	8,760,000	9,840,000
44	7,080,000	7,560,000	8,280,000	8,880,000	9,960,000
45	7,200,000	7,680,000	8,400,000	9,000,000	10,080,000
46	7,320,000	7,800,000	8,520,000	9,120,000	10,200,000
47	7,440,000	7,920,000	8,640,000	9,240,000	10,320,000
48	7,560,000	8,040,000	8,760,000	9,360,000	10,440,000
49	7,680,000	8,160,000	8,880,000	9,480,000	10,560,000
50	7,800,000	8,280,000	9,000,000	9,600,000	10,680,000
51	7,920,000	8,400,000	9,120,000	9,720,000	10,800,000
52		8,520,000	9,240,000	9,840,000	10,920,000
53		8,640,000	9,360,000	9,960,000	11,040,000
54		8,760,000	9,480,000	10,080,000	11,160,000
55		8,880,000	9,600,000	10,200,000	11,280,000
56		9,000,000	9,720,000	10,320,000	11,400,000
57		9,120,000	9,840,000	10,440,000	11,520,000
58		9,240,000	9,960,000	10,560,000	11,640,000
59		9,360,000	10,080,000	10,680,000	11,760,000
60			10,200,000	10,800,000	11,880,000
61			10,320,000	10,920,000	12,000,000
62			10,440,000	11,040,000	12,120,000
63			10,560,000	11,160,000	12,240,000

別表第4 研究教育職本給年俸表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
64				11,280,000	12,360,000
65					12,480,000
66					12,600,000
67					12,720,000
68					12,840,000
69					12,960,000
70					13,080,000
71					13,200,000
72					13,320,000
73					13,440,000

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
	円	円	円	円	円
1	2,613,600	3,136,800	4,083,600	4,723,200	5,592,000
2	2,643,600	3,163,200	4,102,800	4,743,600	5,690,400
3	2,672,400	3,188,400	4,122,000	4,760,400	5,791,200
4	2,701,200	3,211,200	4,140,000	4,776,000	5,889,600
5	2,730,000	3,232,800	4,158,000	4,790,400	5,984,400
6	2,758,800	3,250,800	4,177,200	4,802,400	6,074,400
7	2,788,800	3,268,800	4,196,400	4,814,400	6,162,000
8	2,817,600	3,286,800	4,215,600	4,826,400	6,246,000
9	2,847,600	3,308,400	4,232,400	4,837,200	6,322,800
10	2,869,200	3,332,400	4,256,400	4,850,400	6,387,600
11	2,890,800	3,356,400	4,280,400	4,863,600	6,445,200
12	2,912,400	3,380,400	4,304,400	4,876,800	6,498,000
13	2,931,600	3,404,400	4,326,000	4,890,000	6,536,400
14	2,950,800	3,430,800	4,345,200	4,903,200	6,571,200
15	2,970,000	3,456,000	4,364,400	4,916,400	6,604,800
16	2,988,000	3,481,200	4,383,600	4,929,600	6,633,600
17	3,006,000	3,504,000	4,399,200	4,942,800	6,657,600
18	3,022,800	3,536,400	4,417,200	4,956,000	
19	3,038,400	3,568,800	4,434,000	4,969,200	
20	3,055,200	3,600,000	4,449,600	4,983,600	
21	3,072,000	3,631,200	4,465,200	4,995,600	
22	3,090,000	3,660,000	4,479,600	5,008,800	
23	3,108,000	3,688,800	4,494,000	5,022,000	
24	3,126,000	3,715,200	4,507,200	5,036,400	
25	3,144,000	3,741,600	4,520,400	5,047,200	
26	3,164,400	3,765,600	4,537,200	5,060,400	
27	3,184,800	3,789,600	4,552,800	5,073,600	
28	3,205,200	3,813,600	4,568,400	5,085,600	
29	3,223,200	3,837,600	4,584,000	5,097,600	
30	3,246,000	3,860,400	4,599,600	5,110,800	
31	3,268,800	3,883,200	4,615,200	5,124,000	

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
32	3,291,600	3,906,000	4,630,800	5,137,200	
33	3,313,200	3,927,600	4,646,400	5,149,200	
34	3,327,600	3,950,400	4,660,800	5,163,600	
35	3,342,000	3,973,200	4,675,200	5,178,000	
36	3,355,200	3,996,000	4,688,400	5,192,400	
37	3,367,200	4,016,400	4,701,600	5,200,800	
38	3,379,200	4,030,800	4,716,000	5,211,600	
39	3,392,400	4,044,000	4,729,200	5,222,400	
40	3,405,600	4,057,200	4,742,400	5,232,000	
41	3,415,200	4,064,400	4,755,600	5,241,600	
42	3,428,400	4,069,200	4,770,000	5,252,400	
43	3,441,600	4,074,000	4,784,400	5,263,200	
44	3,452,400	4,078,800	4,797,600	5,272,800	
45	3,459,600	4,086,000	4,809,600	5,281,200	
46	3,471,600	4,092,000	4,821,600	5,292,000	
47	3,482,400	4,098,000	4,833,600	5,304,000	
48	3,493,200	4,102,800	4,844,400	5,314,800	
49	3,505,200	4,107,600	4,858,800	5,325,600	
50	3,511,200	4,112,400	4,875,600	5,336,400	
51	3,517,200	4,117,200	4,892,400	5,348,400	
52	3,524,400	4,122,000	4,909,200	5,359,200	
53	3,530,400	4,126,800	4,918,800	5,371,200	
54	3,536,400	4,131,600	4,930,800	5,383,200	
55	3,540,000	4,136,400	4,942,800	5,394,000	
56	3,544,800	4,141,200	4,956,000	5,406,000	
57	3,549,600	4,146,000	4,966,800	5,416,800	
58	3,555,600	4,150,800	4,976,400	5,427,600	
59	3,561,600	4,155,600	4,986,000	5,438,400	
60	3,566,400	4,160,400	4,994,400	5,450,400	
61	3,571,200	4,165,200	5,002,800	5,460,000	
62	3,576,000	4,170,000	5,013,600	5,464,800	
63	3,580,800	4,174,800	5,023,200	5,472,000	

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
64	3,585,600	4,179,600	5,030,400	5,479,200	
65	3,590,400	4,184,400	5,037,600	5,487,600	
66	3,595,200	4,189,200	5,043,600	5,496,000	
67	3,600,000	4,194,000	5,048,400	5,499,600	
68	3,604,800	4,198,800	5,053,200	5,506,800	
69	3,609,600	4,203,600	5,056,800	5,511,600	
70	3,614,400	4,209,600	5,061,600	5,516,400	
71	3,619,200	4,214,400	5,065,200	5,521,200	
72	3,624,000	4,219,200	5,070,000	5,524,800	
73	3,628,800	4,222,800	5,073,600	5,528,400	
74	3,633,600	4,228,800	5,078,400	5,532,000	
75	3,638,400	4,233,600	5,083,200	5,538,000	
76	3,643,200	4,238,400	5,088,000	5,541,600	
77	3,648,000	4,243,200	5,091,600	5,545,200	
78	3,652,800	4,249,200	5,095,200	5,548,800	
79	3,657,600	4,255,200	5,100,000	5,552,400	
80	3,662,400	4,261,200	5,103,600	5,556,000	
81	3,666,000	4,267,200	5,107,200	5,559,600	
82	3,670,800	4,275,600	5,112,000	5,565,600	
83	3,675,600	4,284,000	5,115,600	5,569,200	
84	3,679,200	4,292,400	5,119,200	5,572,800	
85	3,682,800	4,299,600	5,122,800	5,576,400	
86	3,687,600	4,306,800	5,126,400		
87	3,692,400	4,314,000	5,130,000		
88	3,697,200	4,321,200	5,133,600		
89	3,703,200	4,327,200	5,137,200		
90	3,708,000	4,332,000	5,140,800		
91	3,712,800	4,336,800	5,144,400		
92	3,717,600	4,341,600	5,148,000		
93	3,722,400	4,346,400	5,151,600		
94	3,728,400	4,351,200	5,155,200		
95	3,734,400	4,357,200	5,158,800		

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
96	3,739,200	4,362,000	5,162,400		
97	3,741,600	4,369,200	5,166,000		
98	3,746,400	4,375,200	5,169,600		
99	3,751,200	4,380,000	5,173,200		
100	3,756,000	4,386,000	5,176,800		
101	3,758,400	4,390,800	5,180,400		
102	3,763,200	4,396,800	5,184,000		
103	3,766,800	4,400,400	5,187,600		
104	3,772,800	4,405,200	5,191,200		
105	3,777,600	4,411,200	5,193,600		
106	3,781,200	4,416,000			
107	3,784,800	4,422,000			
108	3,788,400	4,428,000			
109	3,790,800	4,432,800			
110	3,794,400	4,438,800			
111	3,799,200	4,443,600			
112	3,804,000	4,448,400			
113	3,807,600	4,453,200			
114	3,812,400	4,458,000			
115	3,816,000	4,462,800			
116	3,819,600	4,467,600			
117	3,823,200	4,472,400			
118	3,828,000	4,477,200			
119	3,832,800	4,482,000			
120	3,837,600	4,486,800			
121	3,840,000	4,490,400			
122	3,842,400	4,495,200			
123	3,844,800	4,501,200			
124	3,848,400	4,504,800			
125	3,852,000	4,509,600			
126	3,854,400	4,515,600			
127	3,858,000	4,521,600			

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
128	3,861,600	4,526,400			
129	3,865,200	4,531,200			
130	3,868,800	4,537,200			
131	3,873,600	4,543,200			
132	3,876,000	4,549,200			
133	3,878,400	4,555,200			
134	3,882,000	4,561,200			
135	3,885,600	4,567,200			
136	3,888,000	4,573,200			
137	3,891,600	4,579,200			
138	3,894,000	4,585,200			
139	3,897,600	4,591,200			
140	3,901,200	4,597,200			
141	3,904,800	4,603,200			
142	3,909,600				
143	3,914,400				
144	3,919,200				
145	3,921,600				
146	3,926,400				
147	3,930,000				
148	3,934,800				
149	3,937,200				
150	3,942,000				
151	3,945,600				
152	3,950,400				
153	3,952,800				
154	3,957,600				
155	3,962,400				
156	3,967,200				
157	3,969,600				